

令和2年11月11日

学生の皆さんへ

山口県立大学

### 課外活動について【第4段階】

本学の課外活動については、9月28日付けで『課外活動の第3段階への緩和』をお知らせしましたが、11月17日（火）から第4段階の活動を許可することとします。

課外活動要件【第4段階】を確認の上、活動を希望する場合は、事前に「活動許可願」を提出してください。大学が、許可した場合は、活動が可能となります。活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、警備員室に提出してください。

また、これまでどおり、対面での勧誘活動、飲食を伴う活動や会合（茶話会、懇親会等）は禁止します。

11月9日に政府の新型コロナウイルス対策分科会の会長から示された緊急提言では、早期に探知しにくいクラスターの例として「大学生の課外活動など若年層を中心としたクラスター」が挙げられており、より一層の感染対策を心掛ける必要があります。

また、今後については、山口県内の感染者の発生状況等を踏まえ、検討します。感染状況によっては、制限を強める可能性もありますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

#### <第3段階からの変更点>

- ・人数を30人から50人に緩和
  - ・活動時間を120分以内から180分以内に緩和
  - ・スポーツ系サークル等での接触プレーについては、必要最小限に止め許可
- ※それ以外の場合は、人との距離は2メートル（最低1メートル）あける
- ・山口県内で開催される大会（試合）、イベントへの参加を可能とする
- ※参加を希望する場合は、活動許可願に併せて主催者が講じている感染予防対策（開催要項等）及び移動手段（様式任意）を添付すること

## 課外活動要件【第4段階】

11月17日（火）から当面の間、徹底した感染防止対策を行った上で以下の要件での活動を認めます。

### ◆感染防止対策

- 1 体調管理の徹底
  - 発熱等のかぜの症状がある場合は参加しない（させない）こと
- 2 密閉の回避
  - 換気を徹底すること
- 3 密集の回避
  - 身体的距離を確保すること
  - ※原則、2メートル（最低1メートル）
- 4 密接場面への対応
  - マスクを着用すること
  - ※運動の場合はマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、十分な身体的距離を確保すること
  - スポーツ系サークル等での接触プレーについては、必要最小限に止め許可
  - ※それ以外の場合は、人との距離は2メートル（最低1メートル）あける
- 5 手洗い・咳エチケットの実践
  - 活動前後や用具等の使用前には手洗いを行うこと
- 6 用具等の消毒の徹底
  - 用具等の消毒を徹底すること
  - 用具等の貸し借りや共用はしないこと

### ◆留意（制限）事項

- 7 活動の計画
  - 活動開始希望日の1週間前の17時までに「活動許可願」を提出し、許可を得ること
  - 50人以内で活動を行うこと
  - ※1団体が同日中に複数回活動することは可能だが、同一人物の複数回活動は禁止
  - 指導者を除き活動に学外者を含めないこと
  - 学内の屋内・屋外及び県内の学外施設での活動とすること
  - ※許可された施設以外利用は禁止
  - 室内で大声での発声を伴う、狭い室内で飛沫が発生しやすい用具等を使用する活動は禁止
  - 学外施設では、本学の感染防止対策だけでなく、当該施設のルールを順守すること
  - 活動時間は180分以内とすること
  - ※平日：18時～21時 土日祝：9時～21時
- 8 活動の実施
  - 活動は許可された場所のみとすること
  - 事前予約の必要な場所で活動する場合は、許可されたのちにYPUポータルから予約すること
  - 更衣室の利用は、短時間に分散し、一斉利用は避けること
- 9 実施報告
  - 活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、同日中に提出すること
  - ※平日8:40～17:10は学生支援部門、それ以外は警備員室
- 10 その他
  - 対面での勧誘活動は禁止する
  - 飲食を伴う活動や会合（懇親会、茶話会等）は禁止する
  - ※ミーティングはオンライン等を活用すること
  - 山口県内で開催される大会（試合）、イベントへの参加を可能とする
  - ※参加を希望する場合は、活動許可願に併せて主催者が講じている感染予防対策（開催要項等）及び移動手段（様式任意）を添付すること
  - 熱中症に注意すること
- 11 要件遵守
  - 上記の感染防止対策と留意事項を守らないサークルは、活動停止にする場合があること
  - 留意事項等の遵守状況を勘案し、次段階への緩和を検討する